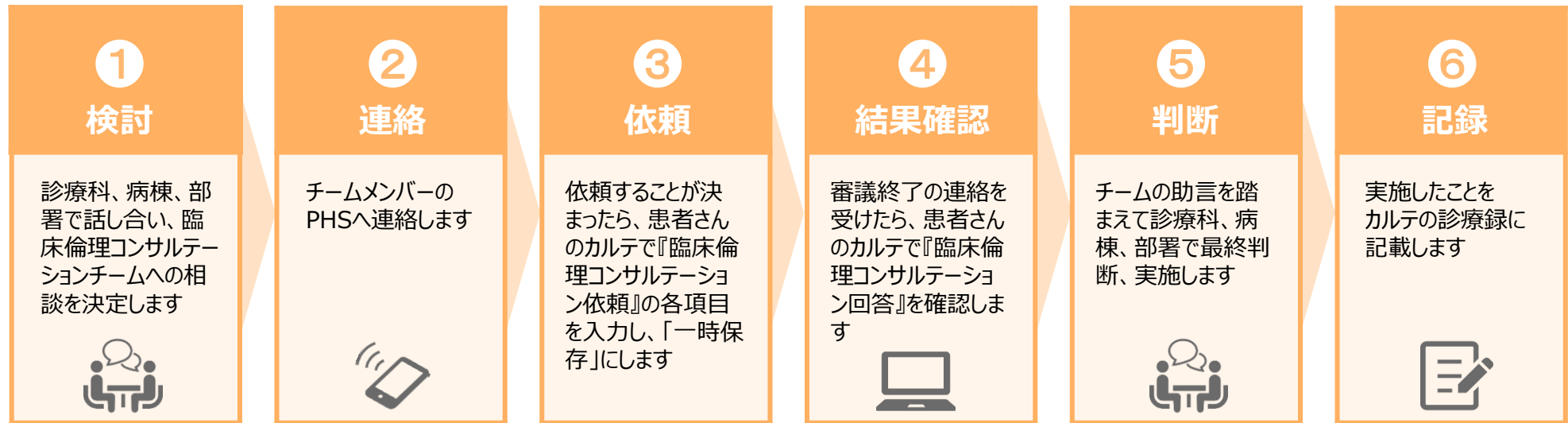


# 好生館臨床倫理コンサルテーション 相談から結果報告まで



## 臨床倫理コンサルテーションで取り扱う内容の例

- 治療一般（積極的治療の是非や補完代替療法の希望など）
- 生命維持治療（DNAR・輸液・呼吸器・透析など）の差し控え／中止
- 終末期鎮静
- 告知（本人への情報提供の制限）
- 同意能力・代理決定・事前指示
- 治療拒否
- 療養場所の選択
- 抑制・行動制限
- 本人と周囲（家族等）のコンフリクト etc.



検証内容や状況に応じて  
依頼者へ対面での  
説明の場を設けます

チームの評価のため  
依頼者宛にラインワーク  
スアンケートを送ります  
ご協力をお願いします

臨床倫理コンサルテーションチームに相談された事例は、毎月委員会へ報告されます。また、臨床倫理コンサルテーションチームへ相談された事例のうち、以下の問題に際しては原則倫理審査委員会での検証を行います。

- ・ 直ちに死につながるような生命維持治療の中止
- ・ 未成年の患者による治療拒否
- ・ 実験段階の医療の実施
- ・ 小児の移植
- ・ 妊孕性の温存
- ・ チームによるコンサルテーションで意見の一致がみられない問題
- ・ ガイドライン等で、委員会等での審議が求められる事項

